



10月号 No. 156 広報おんが

発行 昭和48年10月5日 発行所 遠賀町役場庶務課 印刷 冷牟田印刷合資会社

赤い羽根共同募金のお願い

のお願い

今年も十月一日より赤い羽根共同募金が始まりました。この募金は社会福祉施設の整備充実、生活援護事業等に使用され、毎年皆様方の暖い募金より、その拡充がなされていきます。何卒、共同募金協力をお願い申し上げます。

なお、募金は各区長さんを通じ実施いたしますので申し添えます。

児童福祉施設に遊具、教材等を送りましょう

児童福祉施設では、子供達の遊具や教材の不足に困っています。

皆様方の家庭内で使わなくなった遊具、玩具、教材、楽器等がありましたら寄附していただきますようお願いいたします。

なお、品物等につきましては、地区の婦人会長さんに御協議ください。

ねたきり老人等に対する老人医療費の無料化について

昭和四十八年十月一日より六十五才以上七十才未満の者であって、身体上又は、精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障のある、いわゆるねたきり老人等に

対して、七十才以上の者と同等に、老人医療費の無料化が行なわれます。

一、該当者
(1)身体障害者等級表の一級から三級までに該当する者。及び、四級の音声機能又は、言語機能の障害に該当する者。又は、四級のうち下肢障害の一号、三号、四号に該当する者。

(2)障害年金、障害福祉年金の受給権者。
二、手続場所
役場福祉係
三、持参品
(1)身体障害者手帳及び障害年金手帳
(2)国民健康保険証又は、社会保険証
(3)印鑑
(4)印鑑
※身体障害者及び、障害年金等の手帳を持っておられない方で、日常生活を営むのに支障のある方は、医師の診断により請求してください。

なお、診断書は、役場福祉係にありますので、役場で受領のうえ病院へ行ってください。

遠賀町職員採用試験のお知らせ

お知らせ

去る九月二十五日付の回覧文書でお知らせしましたように明年四月以降に採用予定の遠賀町職員採用試験公告の概要は左記のとおりです。受験希望者は来る十月二十日(土)までに役場庶務課に申し込まれますよう再度お知らせします。

記

1、受験資格

年齢は男女とも昭和24年4月2日から昭和31年4月1日までに生れた者であれば学歴を問いません。

2、第一次試験

(1) 試験の方法

公務員として必要な一般教養及び知能について、択一式による筆記試験を高校卒業程度で行います。また、文章による表現力について作文試験をします。

(2) 試験の日時等

昭和48年11月11日(日)場所については現在未決定につき申込者に直接お知らせします。

3、申込みについて

申込用紙は役場庶務課で交付しますので必要事項を記入して10月20日(土)12時30分までに提出してください。

4、問い合わせ

詳しいことは役場庶務課にお尋ねください。
電話 3・1234

十月のこよみ



- 一日 法の日、労働衛生週間、赤い羽根募金デー
- 十日 体育の日、目の愛護デー
- 十四日 鉄道記念日
- 十五日 遠賀町おくんち
- 十七日 貯蓄の日
- 二十三日 電信電話記念日、新聞少年の日
- 二十七日 読書週間

人のうごき (9月の住民基) 本台帳から

人口	10,043人	(+24)
男	4,793	(+7)
女	5,250	(+27)
世帯数	2,702戸	(+8)

() 内は前月比

行政、心配ごとの合同相談所を開設します

行政管理庁では、10月14日(日)～10月20日(土)までの一週間を「行政相談週間」と定め、全国一斉に行政相談についての諸行事を行うことにしています。

については、当町においても左記により行政相談と心配ごとについての合同相談所を開設します。そので苦情、意見、相談のある方は遠慮なく気軽にご利用ください。

日時 10月19日(金)
13時～16時

場所 町公民館別館

戦没者の妻及び父母等に対する特別給付金について

戦没者の妻に六十万円(10年償還国債)、戦没者の父母等に三十万円(5年償還国債)が支給されます。

1 今回の改正は前回の特別給付金を受ける権利を取得された日から父母の場合は5年、妻の場合は、10年を経過した日において継続受給の権利を取得されることになりました。したがって国債の最終償還が終ると引き続

いて支給されることになりました。

2 前回の特別給付金支給法において受給権を有しながら時効等で失権された方にも請求権があります。

3 昭和48年度の支給対象者は前回の特別給付金支給法で制定法(い号国債)の裁定を受けられた父母、妻と制定法で受給権を有していたが、時効などの理由で失権していた父母、妻で昭和48年4月1日現在公務扶助料及び遺族年金等を受ける権利を取得されている者。

遺族等援護法及び恩給法等の一部改正のお知らせ

該当の方は役場福祉係に相談してください。

記

1 権利発生は昭和48年10月1日からです。

2 支那事変の期間本邦等(満洲台湾を含む)において勤務に関連した傷病により不具廃疾となった文官、軍属、準軍属に障害年金等が支給されます。また、その遺族には遺族年金等が支給されます。

3 旧軍人等の加算年が恩給年額計算の基礎へ算入されます。

(ウ) 在職年の年数が13年以上40年未満の旧軍人等(普通恩給受給権者)で70才以上の者、又は増

加恩給、傷病年金、特例傷病恩給を受ける70才未満の普通恩給受給者

(イ) 在職年の年数が13年以上40年未満の旧軍人等の遺族で70才以上の者。また70才未満の妻子で扶助料受給者(公務扶助料等の受給者を含む)

「ごんじですか」

遠賀町国民健康保険

被保険者のみなさん

あなたのお持ちの被保険者証では、
1、交通事故にあわれた場合
2、社会保険加入の資格があるが、まだ社会保険証ができていない場合は

保険の適用は受けられません。もしそのまま使用された場合は、使用されたあなたから遠賀町が負担した7割分の診療費を返納していただくかなければなりません。もし使用されるときは、必ず役場保健衛生係にお尋ねください。

あなたは損をしません。もう一度確認してください。遠賀町国民健康保険に加入して

るみなさんの家族に次のような人はおられませんか。

1、会社などに勤めている人及びその扶養家族。

2、町外へ転出している人。

3、家族の中で亡くなられている人。

4、町内で転居された人。

5、世帯主の変更をされた人。

6、子供の生れた家庭。

7、生活扶助の適用を受けている人。

8、会社などをやめられた人及びその扶養家族。

9、生活扶助の適用を受けられなくなった人。

10、町外から転入した人。

右のような人がおられましたら今すぐ次のものをそろえて厚生課保健衛生係へおいでください。手続きが遅れると還付金等が返ってもお返しできなくなる場合もあります。

○ 持参するもの

1、遠賀町国民健康保険証、社会保険証(以上は現に加入している場合)

2、印かん

※ 不明の点については保健衛生係にお尋ねください。

登録印かん(実印)

の提示について

七月号及び九月号でもお知らせしましたように、昭和47年7月31

日までに印鑑登録をした方で、47年8月1日以降、印鑑証明書請求されたことがない方及び、登録印かんを提示されたことのない方は、10月31日までに「登録印かん(実印)」を住民係に提示してください。

(注意)

(1) あなたの登録印鑑がこれに該当するかどうかよく覚えておられない方は役場住民係にお尋ねください。

(2) 「登録印かん」が、き損、ま滅している場合は、改印の手続きをしてください。

軽自動車の車検制度の実施について

十月から軽自動車にも車検が適用されるようになりました。

この検査の期限については、「軽自動車届出済証」に記入されている届出年月日によって、車検を受ける期限がこまかく定められています。軽自動車販売店等にお尋ねのうえ忘れぬように受けてください。

期限を過ぎて車検を受けていないと、運行することができません。



◎第8回町民体育祭のお知らせ

10月10日の体育の日に午前9時から速賀中学校グラウンドで第8回町民体育祭を開催いたします。競技は各区対抗で行ないますので多数ご参加くださるようお願いいたします。

◎壮年ソフトボール大会並びにバレーボール大会成績

去る9月16日(日)午前9時から好天に恵まれて速中、浅木、島門の3校で30才以上の男子を対象に壮年ソフトボール、家庭の主婦を対象にレクリエーションバレーボールの各大会が開催されました。

優勝戦になるにつれ実力が伯仲し熱戦にすぐ熱戦で終始し汗を握る場面が何回もあり大会を盛り上げました。公民館関係者および応援して下さいの方々のご協力を感謝申し上げます。成績は次のとおりです。

○第一回壮年ソフトボール大会

優勝 新町 準優勝 老良
3位 東町、虫生津

優勝戦

老良 5000015000
新町 015202101 12 11

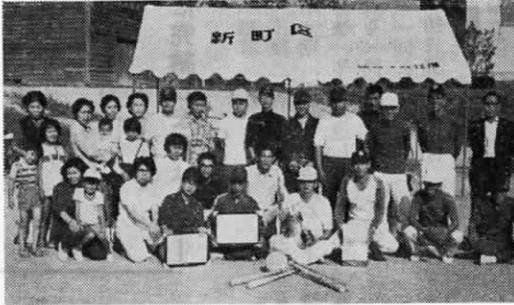
○第十回レクリエーションバレーボール大会

優勝 速賀川 準優勝 新町
3位 広渡、虫生津

◎第2回町民体力つくり走ろう大会開催のお知らせ

寒くなると運動不足になりがちです。戸外で皆さんして走りましょう。12月16日(日)に走ろう大会を開催いたします。毎日少しずつ走り大会にそなえましょう。

速くなると運動不足になりがちです。戸外で皆さんして走りましょう。12月16日(日)に走ろう大会を開催いたします。毎日少しずつ走り大会にそなえましょう。



新町ソフトボール大会優勝の新町公民館チーム

レクリエーションバレーボール大会優勝の速賀川公民館のママさんチーム



- ①小学生低学年の部(3年以下) 3キロ②小学4年の部・3キロ③小学5年の部・3キロ④小学6年の部・3キロ⑤中学生の部・3キロ⑥高校生の部・6キロ⑦青年の部(大学生を含む)・6キロ⑧26才の部・3キロ⑨30才の部・3キロ⑩40才の部・3キロ⑪50才の部・3キロ⑫町外参加者の部・6キロ

◎小中学生の町外の出場はご遠慮ください。

◎第一回芦屋ハーフマラソン大会のお知らせ

福岡陸上競技会・芦屋町主催で標記大会が芦屋町役場前スタジアム・岡垣町内浦折返しの日本陸上競技連盟公認コースで開催されます。日本陸上競技連盟登録競技者

なら誰でも参加できます。多数参加下さい。

大会期日 10月21日(日)

一般の部(ハーフマラソン) 11時スタート

高校の部(10キロ) 11時05分

中学の部(3キロ) 11時10分

申込〆切 10月6日芦屋町教育委員会芦屋ロードレース係

昭和49年版農業日誌の申込について

昭和四十九年版農業日誌を左記のとおり斡旋いたしますので希望者は申込んでください。

- 1 斡旋価格 五四〇円
- 2 申込場所 役場産業課
- 3 申込期限 昭和48年10月25日(期限厳守のこと)

防火管理者資格取得講習会のお知らせ

速賀郡消防本部では防火管理者の資格取得講習を次のとおり実施します。

一、申込み

10月11日から10月17日までに申込書に写真とテキスト代千円を添えて速賀郡消防本部予防課へ申込んでください。

なお、郵便による申込みは受付けません。

二、受講対象者

防火管理を必要とする事業所の関係者又は、業務上防火管理知識が必要な人(定員90名)

三、日時 11月12日(月)13日(火)

四、場所 9時〜16時 速賀郡消防本部講堂

◆健康メモ◆

六秒間の健康法

健康の基本は体力です。体力があれば万事に自信をもって働くことができます。体力づくりはいいが、忙がしくてそんなヒマも場所もないという人がいますが、体力づくりはスポーツをしたりハードトレーニングをしるといってはなりません。

たとえば筋肉は、そのもっている力の三分の二の力で一日最低六秒間運動すれば、二週間ではっきり筋力が上昇するといえます。

どうしても動きそうもない物を力いっぱい引っぱるとか、壁などを全力をふるって押すなど、一日一回最低六秒間、自分のもっている最大の力を出しきること、体力づくりができるのです。

今月の税金

町県民税 第三期分

納期限 十月二十五日

期限内に完納しましょう

衛生だより

胃の集団検診実施のお知らせ

胃の集団検診を左記のとおり実施しますので希望者は、役場保健衛生係に申し込んでください。

記

- 一、実施日時 10月22日(月) 午前9時30分～10時30分
- 二、実施場所 遠賀町公民館
- 三、料金 千円(うち五百円を補助する)
- 四、主催 遠賀、中間医師会 遠賀町

五、申し込みについて

検診希望者は、10月20日までに料金五百円を持参のうえ申し込みください。

なお検診人数に制限がありますので申し込みは、先着順で50名とします。

定期予防接種実施のお知らせ

三種混合 (百日せき、ジフテリア、破傷風)

回になります。
。いままで、金曜日の収集地区は十月から火曜日と金曜日の二回になります。
二、「もえないゴミ粗大ゴミ」

該当者
生後三ヶ月～六ヶ月の乳児及び第一期(三回)の接種を終了し接種後一年を経過した幼児(追加接種を一回実施)

第一回
10月31日 受付 13時～14時
接種 14時～15時

第二回
11月22日 受付 13時～14時
接種 14時～15時

第三回
12月14日 受付 13時～14時
接種 14時～15時

○場所はいづれも遠賀町公民館
※母子手帳及び印かんを必ず持参ください。また、当日は必ず体温を測って来てください。

ゴミ収集日が変わります

十月からゴミ収集が今までの週一回から週二回の収集になります。

一、「もえるゴミ」

。いままで月曜日の収集地区は十月から月曜日と木曜日の二

三、なお収集料金が、一世帯月額二六〇円に改定になりましたのご承知ください。

よくなる原爆手当

について

昭和四八月十月から原爆被爆者の手当の支給基準が改正されます。手当を受ける資格がある人は早目に申請の手続きをしてください。

一、申請期限 十月三十一日(水)まで

二、申請先 遠賀保健所
なお、くわしいことは遠賀保健所にお問い合わせください。

危険物取扱者保安講習会のお知らせ

一、期日 昭和48年12月5・6・7日のうち一日

二、場所

北九州市小倉区真鶴町 九州歯科大学

三、受講対象者

危険物取扱作業に従事する危険物取扱者で、危険物取扱免状の交付を受けてから四年以上経過している者。

四、受付

北九州市消防局

10月29・30日

詳細については遠賀郡消防本部予防課(電話3・1231)にお問い合わせください。

毎日新聞社の新聞奨学生四十九年度生受付中

毎日新聞社は東京地区、京阪神、中京地区及び九州山口の各県の大学、短大に四十九年入学を志望する学生(高校生、浪人も可)に入学金、授業料を貸与する新聞奨学生制度を設け四十九年度生を受付中です。

この育英制度は学資、食費、住居など一切を育英会がお世話する制度であり、父兄の負担なく、自力で大学が卒業でき卒業後貸与金を返済する必要がないことが特徴です。

詳細は左記に「はがき」にて申込み説明書を送ってもうえます。

〒802 北九州市小倉区紺屋町 毎日新聞西部本社内

毎日育英会事務局 電話 541・3131

読売新聞社の奨学資金について

読売新聞社では、働きながら自分の力で東京、大阪、博多、北九州の大学または、九州理工専門学校、東京理工専門学校に通学する学生に対して、奨学資金を貸与し、有為な人材の養成につとめることを目的とした「育英奨学制度」を実施しているが、現在、来年度の奨学生を募集中です。詳細は左記に問い合わせると、パンフレットと申込書を無料で送ってもらえます。

北九州市小倉区明和町一の一 読売新聞社内 読売育英奨学会事務局(広)係 電話 531・5131

寄付お礼

次の方から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

- 一、香典返しとして金一封 故 荒井安二郎様
- 尾崎 荒井正義殿
- 故 村田 賢次様
- 遠賀川 村田元子殿

